

警察官・警察行政職員募集広報用パンフレット作成要領

1 趣旨

警察官・警察行政職員募集広報用パンフレットの作成について、幅広い業者から提案を募ることにより、業者選定の透明性、競争性の確保を図るとともに、デザイン企画力の高い業者を確保する。

2 業務概要

- (1) 業務名 警察官・警察行政職員募集広報用パンフレット作成業務
(内訳)
パンフレット A4判 8,000部
- (2) 業務内容 別紙「警察官・警察行政職員募集広報用パンフレット作成業務仕様書」による。
- (3) 契約期間 令和7(2025)年11月6日(木)から令和8(2026)年2月27日(金)まで
- (4) 納入期間 令和8(2026)年2月27日(金)まで
- (5) 納入場所 栃木県警察本部警務部警務課
- (6) 委託料上限額
2,658,805円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (7) 担当所属及び問い合わせ先
〒320-8510 栃木県宇都宮市塙田1-1-20
栃木県警察本部警務部警務課人事係
電話：028-621-0110(内線2653) F A X：028-627-0684
電子メール：tp-keimu-jinji@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格等

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類「B印刷物類」又は「O企画、広告、イベント」の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立てまたは、破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (5) 参加希望者に対する参加資格の審査結果通知については、参加資格を有するとは認められない場合を除き省略とする。

4 業者の選定方法

各業者から提出された企画提案書について、企画力、デザイン等を総合的に評価し、業者選定を行うとともに、契約の履行に当たっては、県と契約業者の間で具体的な内容について協議し、作成していくプロポーザル方式とする。

5 業者選定日程

- (1) 業者説明会 令和7(2025)年9月12日(金)
- (2) 参加表明書提出期限 令和7(2025)年9月22日(月)17:00必着
- (3) 企画提案書提出期限 令和7(2025)年10月23日(木)12:00必着
- (4) 委託業者決定 令和7(2025)年11月上旬頃

6 プロポーザル参加表明書の受付

参加希望者は、参加表明書(別記様式1)及び確認書(別記様式2)を警務課あて、持参又は郵送すること。なお、郵送(書留郵便)の場合は、後日到着の有無の確認を電話にて連絡すること。

7 企画提案の提出書類

各社2案までの提出とする。

- (1) パンフレット(A4判)のサンプル
正本 1部(制作会社名入り)
副本 2部(複製、制作会社名を除く)
紙質の見本
- (2) 見積書 1部

8 提出先

〒320-8510 栃木県宇都宮市埴田1-1-20

栃木県警察本部警務部警務課人事係

電話 028-621-0110 (内線2653)

9 プロポーザル参加に係る注意事項

- (1) 失格事項
ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
エ 本要領に違反すると認められる場合
オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき
- (2) 複数提案の可否
複数の提案書の提出を可とする(最大2点まで)。
- (3) 提出書類の変更の禁止
提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない(審査に影響を与えない軽微なものを除く)。
- (4) その他
ア 企画提案書に含まれる著作物の著作権は、提出者に帰属するものとする。
イ 提出された企画提案書の副本は返却する。
ウ 提案内容に含まれる特許権など、日本国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。
エ 企画提案書の提出に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
オ 提出された企画書は、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例32号)に基づく情報公開請求の対象となる。

10 企画提案書の審査

- (1) 企画提案の審査項目、評価内容
別表1のとおり
- (2) 選定委員
県が別に定める委員により組織された選定委員会(別表2)により審査を行う。
なお、審査は書面によるものとし、参加者の口頭によるプレゼンテーションは実施しない。
- (3) 候補者の選定
選定委員会において審査を行い、第1位順位の委託候補者を決定する。
なお、第1位順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者を委託候補者とする。
- (4) 審査結果の通知
審査結果は、企画提案書を提出した各者に郵送により書面で通知する。

11 委託契約の締結等

本業務の目的達成のために修正が必要と認められる事項がある場合には、県と委託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除することがある。

12 電子契約サービス

本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する。）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。

なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。